

東浦町こども計画（案）の概要

Ⅱ 1 計画策定の背景

近年、児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、自殺、不登校など、こどもに関する問題は深刻化しており、このような問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等のこどもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するには、こどもの権利に関する国の基本方針、理念及びこどもの権利保障のための原理原則が定められる必要がありました。そのため、憲法及び国際法上認められるこどもの権利を包括的に保障する、こども基本法が制定されました。

また、同じく2023年4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、2023年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

Ⅱ 2 計画策定の趣旨

本計画は、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

Ⅱ 3 計画の位置付け

本計画は、東浦町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に該当し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持っています。また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「東浦町子どもの貧困対策推進計画」及び「東浦町児童虐待防止対策推進計画」の内容を包含します。

Ⅱ 4 計画の期間

本計画の計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 基本理念

本計画では、第2期計画の「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」と「第6次東浦町総合計画」の目指すまちづくりの実現に向けて、「のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる笑顔あふれるまち」を基本理念とします。

のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが
実感できる笑顔あふれるまち

6 計画の体系



7 施策の展開

基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

1-1 妊娠前から幼児期まで

(1) 母親とこどもの健康保持増進

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

(2) 質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

(3) 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

1-2 学童期・思春期

(1) 生きる力を育む教育の推進

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

(2) 放課後児童の居場所の確保

放課後に安心してこどもが過ごすことできる場として、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。

(3) 学習環境・生活環境の向上

こどもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

(4) いじめ・不登校への対応

いじめ防止、早期発見の取組を強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実します。

1-3 青年期

(1) 次代の親へのステップ

次代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことやこどもを生み育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会などを設けるなど取組を進めます。

(2) 出会いや結婚の支援

若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

基本目標2 子育て・子育てを支援します

(1) こども・若者の権利の保障

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

(2) こどもの貧困対策

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

(3) 困難を抱えたこどもや家庭へのきめ細やかな支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

(4) 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

(5) こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 保護者の不安を解消する支援体制の整備

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化します。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

(2) 育児力の向上支援

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(3) 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

(4) 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

(5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

(6) 子育て情報提供の充実

妊娠期から出産後に至るまで安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。

8 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園の量の見込み・提供体制

区 分		推計				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
1号認定	量の見込み	287人	280人	271人	267人	262人
	確保方策	317人	309人	299人	295人	289人
2号認定	量の見込み	962人	940人	910人	896人	878人
	確保方策	1,350人	1,350人	1,350人	1,350人	1,350人
3号認定 《2歳》	量の見込み	127人	114人	121人	119人	118人
	確保方策	177人	177人	177人	177人	177人
3号認定 《1歳》	量の見込み	127人	128人	127人	128人	128人
	確保方策	133人	133人	133人	133人	133人
3号認定 《0歳》	量の見込み	16人	16人	16人	16人	16人
	確保方策	51人	51人	51人	51人	51人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事 業		区分	推計				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
時間外保育事業		見込み量	381人	372人	368人	363人	358人
		実施箇所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
		提供量	381人	372人	368人	363人	358人
放課後児童健全育成事業		見込み量	609人	607人	589人	575人	565人
		実施箇所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		提供量	590人	590人	590人	590人	590人
子育て短期支援事業		見込み量	6人日	5人日	5人日	5人日	5人日
		実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		提供量	6人日	5人日	5人日	5人日	5人日
地域子育て支援拠点事業		見込み量	3,462人回	3,390人回	3,429人回	3,396人回	3,370人回
		実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		提供量	3,462人回	3,390人回	3,429人回	3,396人回	3,370人回
一時預かり事業	保育園等における一時預かり	見込み量	714人日	698人日	690人日	681人日	671人日
		実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		提供量	714人日	698人日	690人日	681人日	671人日
	認定こども園（教育）における一時預かり	見込み量	121人日	119人日	115人日	113人日	111人日
		実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		提供量	121人日	119人日	115人日	113人日	111人日
病児・病後児保育事業		見込み量	785人日	768人日	758人日	749人日	738人日
		実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		提供量	785人日	768人日	758人日	749人日	738人日
ファミリー・サポート・センター		見込み量	1,178人日	1,192人日	1,162人日	1,149人日	1,135人日
		提供量	1,178人日	1,192人日	1,162人日	1,149人日	1,135人日

事業	区分	推計				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
利用者支援事業	基本型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域子育て相談機関	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
妊婦健康診査	見込み量	326人	322人	319人	316人	315人
		4,564人回	4,508人回	4,466人回	4,424人回	4,410人回
	実施体制	妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠早期の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。				
乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	326件	322件	319件	316件	315件
	実施体制	里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。				
養育支援訪問事業	見込み量	243件	238件	235件	232件	229件
	確保方策	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。				
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	今後の方向性	引き続き、東浦町要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の早期発見・早期対応、要保護児童及び要支援児童とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の連携を密に図ります。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後の方向性	幼児教育・保育の無償化に伴い、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	今後の方向性	今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。				
産後ケア事業	見込み量	7件	7件	7件	7件	7件
	提供量	7件	7件	7件	7件	7件
子育て世帯訪問支援事業	見込み量	19世帯	19世帯	18世帯	18世帯	18世帯
	実施体制	民間事業者へ委託して、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、こどもの世話、子育ての相談等の支援を行います。				
児童育成支援拠点事業	見込み量	15人	15人	15人	15人	15人
	実施体制	こどもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供やこどもからの相談等に対応する体制を整えます。				
親子関係形成支援事業	見込み量	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯
	実施体制	親子の関係やこどもとの関わり方等を学ぶための講座や、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うプログラムを提供します。				
こども誰でも通園制度	見込み量	－	21人	21人	20人	20人
	確保方策	－	21人	21人	20人	20人
妊婦等包括相談支援事業	見込み量	978回	966回	957回	948回	945回
	実施体制	すべての妊婦・子育て家庭が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援と経済的支援の一体的実施を継続します。				

9 計画の進捗管理

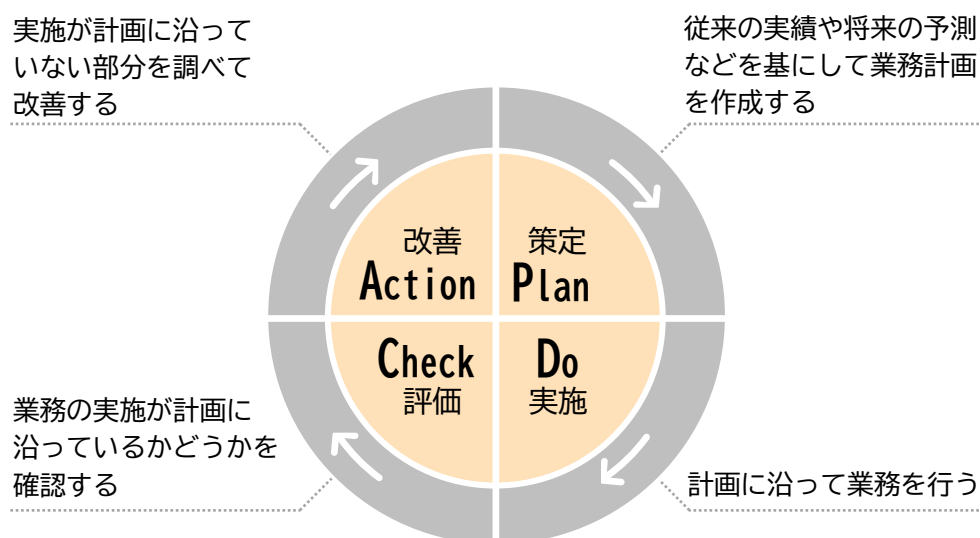
(1) 施策の実施状況の点検

計画の適切な進捗管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「東浦町こども・若者会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画全体の進捗については、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、必要に応じて施策の実施方針の見直しを行います。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

PDCAサイクルのイメージ図



(2) 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。